

「ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項」の改正に係る意見及び回答について

	意見内容及びその理由	回 答
1	<p>【意見の該当箇所】 1.1 目的 この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）の認定センター（以下「認定機関」という。）が運営する製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者認定サブプログラム IT（以下「ASNITE 試験 IT」という。）において、試験事業者が...</p> <p>【意見】 製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者認定サブプログラム IT（ASNITE 試験 IT）の名称は、ASNITE 試験事業者・校正事業者認定プログラムの統一に伴い消滅したので、削除すべき。</p>	<p>【回答】 該当箇所を、以下のとおり修正する方向で検討することとしたい。 「この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）の認定センター（以下「認定機関」という。）が運営する製品評価技術基盤機構認定制度（以下「ASNITE」という。）において、コモンクライテリア評価又は暗号モジュール試験を行う試験事業者が...」 また、関連部分の「ASNITE 試験 IT」は「ASNITE」に修正する方向で検討することとしたい。</p>
2	<p>【意見の該当箇所】 1.2.1 ただし書き「ただし、海外にある事業所により、1.2.2 で定める暗号モジュール試験を行う試験事業者には適用しない。」</p> <p>【意見】 コモンクライテリア評価においても、海外の評価機関が日本のスキームの評価機関になる場合には、日本に事業所を置く条件を追加すべき。猶予期間は NITE で定める。</p>	<p>【回答】 同様の表現は、ASNITE 試験事業者 IT 認定の取得と維持のための手引き（認定 - 部門 - TIRP22）にもあり、この手引きに基づき認定申請しない限り、認定を受けることができず、日本のスキームの評価機関となることができない。 そこで、TIRP22 で定めることとし、該当箇所のただし書きは削除する方向で検討することとしたい。</p>
3	<p>【意見の該当箇所】 1.2.3 (1) ~ (4) の文書の名称及び文書番号</p> <p>【意見】 IPA の文書は改正されているので、整合を図るべき。</p>	<p>【回答】 整合を図るため、(2)及び(4)の文書名称及びすべての文書番号を修正するとともに、これらの最新版は IPA から入手できる旨を追記する方向で検討することとしたい。</p>
4	<p>【意見の該当箇所】 1.3 引用規格</p>	<p>【回答】 「...国際規格及び日本工業規格の最新版を引用する。」に修正すると</p>

<p>【意見】 引用規格として国際規格のみ定めているが、2007年3月20日に JIS X 5091:2007 が制定されたので、日本工業規格も引用すべき。</p>	<p>ともに、(11)に JIS X 5091 を追記する。また、関連部分の 1.4.11 及び 1.4.12 を修正する方向で検討することとしたい。</p>
<p>5 【意見の該当箇所】 2.2 マネジメントシステムの対象範囲 (ISO/IEC 17025 4.1.3 項) 申請事業者及び評価機関は、マネジメントシステムの対象となる範囲について、文書(品質マニュアル等)で明確にしなければならない。特に認定範囲については、次の(1)から(4)までのいずれかの範囲としなければならない(注)。 (1) クラス APE、EAL 1 及び EAL 2 (2) クラス APE、EAL 1、EAL 2 及び EAL 3 (3) クラス APE、EAL 1、EAL 2、EAL 3 及び EAL 4 (4) クラス APE、EAL 1、EAL 2、EAL 3、EAL 4 及び EAL 5 注：平成 19 年 4 月 2 日以降は、CC バージョン 2.3 以前のバージョンで認定申請することはできない。また、これらの EAL には、クラス ASE の該当コンポーネントが含まれる。 【意見 1】 CC バージョン 2.3 以前のバージョンで認定申請することができる期限は、IPA の認証申請などと整合を図り、平成 20 年 4 月 1 日以降とすべき。 【意見 2】 CC バージョン 3 の保証コンポーネントが複雑になったため、認定範囲について正確に定義すべき。以下のとおり修正すれば、認定範囲に「クラス ASE」が記述されているかどうかで、CC のどのバージョンで認定を受けたかも識別できる。 【意見 2 の修正提案】</p>	<p>【回答】 前回のパブリックコメントと同様、CC バージョン 3 への対応に伴う認定範囲の明確化に係る御意見であり、当該意見を踏まえ反映する方向で検討することとしたい。 ただし、これから新規の認定申請を行った場合、猶予期間が 1 年未満となり、認定を受けたときには CC バージョン 3 の認証申請が必須となる可能性が高いことから、今後 CC バージョン 2.3 以前のバージョンで認定申請されることはあまり想定されない。 このため、2.2 で定める認定範囲は、CC バージョン 3 の場合に限定するとともに、CC バージョン 2.3 以前のバージョンで新規に認定申請したいときは、個別に認定機関と相談することを規定する方向で検討することとしたい。 「...特に認定範囲については、CC バージョン 3 の場合、次の(1)から(4)までのいずれかとしなければならない。 なお、平成 20 年 4 月 1 日以降は、旧規格となる CC バージョン 2.3 以前のバージョンで認定申請することはできない。また、CC バージョン 3 の各 EAL には、セキュリティターゲットの評価(クラス ASE)のセキュリティコンポーネントが含まれる。 (1) クラス APE、EAL 1 及び EAL 2 (2) クラス APE、EAL 1、EAL 2 及び EAL 3 (3) クラス APE、EAL 1、EAL 2、EAL 3 及び EAL 4 (4) クラス APE、EAL 1、EAL 2、EAL 3、EAL 4 及び EAL 5 注：平成 20 年 3 月 31 日までに CC バージョン 2.3 以前のバージョン</p>

<p>…特に認定範囲については、次の(1)から(8)までのいずれかの範囲としなければならない。CCバージョン2にて認定を受ける場合は、(1)から(4)の範囲とする。ただし、平成19年4月2日以降は、この範囲にて認定申請することはできない。CCバージョン3にて認定を受ける場合は、(5)から(8)の範囲とする。(5)から(8)の各EALには、クラスASEの当該コンポーネントが含まれる。</p> <p>(1) クラスAPE、クラスASE及びEAL1 (2) クラスAPE、クラスASE、EAL1及びEAL2 (3) クラスAPE、クラスASE、EAL1、EAL2及びEAL3 (4) クラスAPE、クラスASE、EAL1、EAL2、EAL3及びEAL4 (5) クラスAPE、EAL1及びEAL2 (6) クラスAPE、EAL1、EAL2及びEAL3 (7) クラスAPE、EAL1、EAL2、EAL3及びEAL4 (8) クラスAPE、EAL1、EAL2、EAL3、EAL4及びEAL5</p>	<p>ンで認定申請する場合における認定範囲の記載については、認定機関に相談すること。」</p>
<p>6 【意見の該当箇所】 4.9 認定の取消し (ISO/IEC 17011 7.13 項) 【意見】 経済産業省からの委託が終了し、認定申請手数料及び契約検査手数料が有料となるが、これらを支払わなかったときは、認定は維持されるのか。</p>	<p>【回答】 ISO/IEC 17011 8.1.1 項 h) では「適合性評価機関は、認定機関が定める料金を支払わなければならない。」ことを認定機関が要求し、適合性評価機関はこれに適合しなければならないことから、4.9 項の(1)及び(2)に以下の規定を追記するとともに、旧(1)以降を(3)以降に修正する方向で検討することとしたい。 「(1) 4.6 項で定める契約検査又は 4.3 項で定める技能試験を受けなかった場合 (2) 4.6 項で定める契約検査又は 4.3 項で定める技能試験の費用を負担しなかった場合」 ただし、上記のように規定した場合であっても、認定機関が技能試験を受けることを要求しないときは、これらの規定は適用しない。</p>